

DENTAPAC KOKORO（デンタパックココロ）加盟企業会細則

一般社団法人日本歯科商工協会

一般社団法人日本歯科商工協会（以下「商工協会」といいます）は、DENTAPAC KOKORO(デンタパックココロ)加盟企業会会則（以下「会則」といいます）の細則を次のとおり定めます。

1. 本部の組織

会則第4条に定める本部の組織は、次のとおりとします。

1) 本部長・副本部長

(1) 本部長

本部長は、本会を代表し、会務を統括し、本部会議を招集し、本部会議の議長となります。

本部長は、加盟企業会委員の公選により選出します。

本部長の任期は3年とし、再任を妨げません。

(2) 副本部長

副本部長は、本部長が指名し、本部長の会務を補佐します。

副本部長の任期は3年とし、再任を妨げません。

2) 委員

医工連携事業研究実施機関 5社

3) 有識者

公益社団法人日本歯科医師会 代表 1名

日本歯科医学会 代表 1名

2. 本部会議の開催

本部長は、必要に応じ本部会議を招集します。

3. 加入と審査

加盟企業会への加入を申請する会員企業は、「DENTAPAC KOKORO 加盟企業会加入申込書」を運営事務局に提出します。

4. 会費

加盟企業会の会費は無償とします。

5. ロゴマーク使用料

会則第8条にもとづき、ロゴマークを加入企業が使用する際の対価は、1社につき年間1万円とします。

6. 会計年度

本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

7. 解散の際の残余財産の処理

加盟企業会が解散する際、会費等の残余財産については、商工協会に帰属します。

平成27年4月1日施行

平成30年9月1日改訂